

するのでございます。以下本案の主要な内容について概略御説明申上げます。

第一には、新規免許及び変更許可をしないことでございまして、主として補償問題との関連におきまして不当な策動の行われることを防止せんとするものでございます。

第二は、漁業権の譲渡及び抵当権の設定に認可制度を探り、漁業権の所有關係が不适当に変更されるのを防止せんとするものでございます。

第三は農地における小作地の取上のごとく漁業権者が不适当に貸付契約を解約若しくは解除し又は更新を拒み、漁業經營者の地位を脅すのを防止しようとするものでございます。又入漁権につても同様の措置を探つておるものでございます。

以上が本案の主要な内容をなすものであります。

漁業制度の改革法律が実施されるまでの期間が、放置されますれば、いろいろ混乱が起きる可能性が最も多いと予想せられますので、何卒慎重御審議の上でき得る限り速かに御協賛あらんことを切望する次第であります。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと皆さんにお伺いいたしますが、衆議院の方で本提出となつておりますこの三法案について午前中に正式にいろいろ政府当局との質問應答がござりますので、今からは参議院の委員会におきましては速記は止め内容の説明並びに自由なる御質問をお願いいたしたいと思ひますが、よろしうございますか。

〔賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御賛成のようありますから、速記は止めます。

午前十時三十五分速記中止

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めます。

それでは本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下辰雄君

理事

尾形六郎兵衛君

千田正君

青山正一君

松下松治郎君

西山亀七君

江熊哲翁君

矢野酉雄君

政府委員

農林政務次官 北村一男君

水産廳長官 飯山太平君

十一月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、水産業協同組合法案

一、水産業協同組合法の制度に伴う水産業園の整理等に関する法律案

一、漁業協同組合法案

十一月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、水産業協同組合法案

第一章 総則(第一條 第十條)

第二章 漁業協同組合法

第一節 事業(第十一條 第十七條)

第二節 組合員(第十八條 第三十二條)

第三節 組合(第十九條 第三十九條)

第四節 設立(第五十九條 第六十七條)

第五節 解散及び清算(第六十條 第八十六條)

第六節 球員(第六十七條 第九十二條)

第七節 組合運営(第六十八條 第九十二條)

第八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第二十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第三十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第四十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第五十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第六十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第七十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第八十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第九十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百二十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百三十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百四十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百五十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十四節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十五節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十六節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十七節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十八節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百六十九節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百七十節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百七十一節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百七十二節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第一百七十三節 組合運営(第六十九條 第九十二條)

第十九條 組合は、定款の定めると
により、組合員に出資をさせ
ることができる。

2 前項の規定により組合員に出資
をさせる組合(以下本章において
「出資組合」という。)の組合員は、
出資一口以上を有しなければなら
ない。

3 出資一口の金額は、均一でなけ
ればならない。

4 出資組合の組合員の責任は、そ
の出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込につい
て、相殺をもつて出資組合に対抗
することができない。

(持分の譲渡)

第二十条 出資組合の組合員は、組
合の承認を得なければ、その持分
を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受
けようとするときは、加入の例に
よらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分につ
いて、譲渡人の権利義務を承継す
る。

4 組合員は、持分を共有すること
ができない。

(議決権及び選舉権)

第二十一条 組合員は、各々一個の
議決権及び役員の選舉権を有す
る。但し、第十八條第三項の規定
による組合員(以下本章及び第四
章において「准組合員」という。)
は、議決権及び選舉権を有しな
い。

2 組合員は、定款の定めるところ
により、第四十一條第三項の規定
によりあらかじめ通知のあつた事
項につき、書面又は代理人をもつ
て、議決権及び選舉権を有しな
い。

2 組合員は、定款の定めるところ
により、第四十一條第三項の規定
によりあらかじめ通知のあつた事
項につき、書面又は代理人をもつ
て、議決権及び選舉権を有しな
い。

て議決権又は選舉権を行うことが
できる。

3 前項の規定により議決権又は選
舉権を行ふ者は、これを出席者と
みなす。

4 代理人は、二人以上の組合員を
代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面
を組合に提出しなければならな
い。

(経費)

第二十二条 組合は、定款の定める
ところにより、組合員に経費を賦
課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂に
ついて、相殺をもつて組合に対抗
することができない。

2 組合員は、前項の経費の支拂に
ついて、相殺をもつて組合に対抗
することができない。

(過怠金)

第二十三条 組合は、定款の定める
ところにより、組合員に対して過
怠金を課することができる。

(専用契約)

第二十四条 組合は、定款の定める
ところにより、一年をこえない期
間を限り、組合員が当該組合の施
設の一部をもっぱら利用すべき旨
の契約を組合員と締結することができ
る。

2 前項の契約の締結は、組合員の
任意とし、組合は、その締結を拒
んだことを理由として、その組合
員が組合の施設を利用することを
拒んではならない。

(加入制限の禁止)

2 組合員たる資格を有す
る者があつたときには、時効によつて消
滅してはならない。

際に附されたよりも困難な條件を
附してはならない。

(脱退)

第二十六条 組合員は、六十日前ま
でに予告し、事業年度の終におい
て脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれ
を延長することができる。但し、
その期間は、一年をこえてはなら
ない。

第二十七条 組合員は、左の事由に
因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散

2 除名は、左の各号の一に該当す
る組合員につき、総会の議決によ
つてこれをすることができる。但
し、除名した組合員にその旨を通
知しなければ、これをもつてその
組合員に対抗することができな
い。

権は、脱退の時から二年間これを
行わないときは、時効によつて消
滅する。

(脱退)

第三十条 脱退した組合員が出資組
合に対する債務を完済するまで
は、出資組合は、その持分の拂戻
を停止することができる。

2 組合の定款には前項の事項の
外、組合の存立時期を定めたとき
はその時期を、現物出資をする者
を定めたときはその者の氏名、出
資の目的たる財産及びその價格並
びにこれに對して與える出資口数
を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定め
ることができる。

(出資口数の減少)

第三十一條 出資組合の組合員は、
定款の定めるところにより、その
出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十八条條及
び第二十九條の規定を準用する。

(第二節 管理)

第三十二条 組合の定款には、左の
事項を記載しなければならない。
但し、非出資組合であつて、第十
一條第一項第三号から第五号まで
の事業を行わない組合の定款に
は、第六号、第八号及び第九号の
事項を、その他の非出資組合の定
款には、第六号の事項を記載しな
くてもよい。

2 前項の場合は、第六号の事項を記載しな
くてもよい。

(定款に記載すべき事項)

第三十三条 左の事項は、定款で定
めなければならない事項を除い
て、これを規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規
定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

六 地区

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理
に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方
法

十一 役員の定数、職務の分担及び
選舉に関する規定

(事業年度)

十二 公告の方法

2 組合の定款には前項の事項の
外、組合の存立時期を定めたとき
はその時期を、現物出資をする者
を定めたときはその者の氏名、出
資の目的たる財産及びその價格並
びにこれに對して與える出資口数
を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定め
ることができる。

(規約で定めうる事項)

第三十三條 左の事項は、定款で定
めなければならない事項を除い
て、これを規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規
定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員の定員及び選舉)

第三十四條 組合に、役員として理
事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、
監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところに
より、総会においてこれを選舉す
る。但し、設立当時の役員は、創
立総会においてこれを選舉する。

4 役員の選舉は、無記名投票によ
つてこれを行ふ。

5 投票は、一人につき一票とす
る。

6 定款によつて定めた投票方法に
よる選舉の結果投票の多数を得た

受けなければ、その効力を生じない。

- 3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十一条及び第六十五条の規定を準用する。

(総会の議事)

- 第四十九條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定ある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において、その都度これを選任する。

- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

- (特別決議事項)

- 第五十条 左の事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 二 組合の解散又は合併

- 三 組合員の除名

- 四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

(総会に関する民法の準用)

- 第五十二条 総会には、民法第六十四条及び第六十六条の規定を準用する。この場合において、第六十一条中「第六十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

- (総代会)

- 第五十三条 組合員(准組合員を除く。)の総数が三百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けるこ

とができる。

- 2 総代は、組合員(准組合員を除く。)でなければならない。

- 3 総代の定数は、五十人以上でなければならない。

- 4 総代には、第三十四条第三項から第六項までの規定を準用する。

- 5 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選舉し、第七十條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十條の事項について議決することができない。

- 2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

- 3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

- 4 組合は、第十一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

- 2 出資組合は、前項の期間内に債権者に対し、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

- 3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

- 2 組合の解散後でなければ、前項の準備金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

- 2 前項の一定の期間は、二箇月を下つてはならない。

- 2 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

(準備金及び繰越金)

- 第五十五条 組合(非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わないものにおいて同じ。)は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

- 2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

- 3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを受けることができない。

- 2 前項の定款で定めた準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

- 3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを受けることができない。

- 2 前項の一定の期間は、二箇月を下つてはならない。

の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てることができる。

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬことができる。

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

六

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

六

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

するものについては、この限りでない。

4 前項但書の漁業会は、前項の期間満了後は、その有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権の管理以外の事業を行うことができない。

5 第三項但書の漁業会は、その有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を失つた時に解散する。

6 行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の水産業團體に対し解散を命ずることができる。この場合には、当該水産業團體は、当該命令に因つて解散できる。

7 主務大臣は、第三項但書の漁業團體に対し、その財産の処分、保全その他管理に必要な命令又は処分をする。

(水産業團體の資産処分の制限)

第二條 水産業團體は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

2 前項の規定施行前に水産業團體のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているもの又は水産業團體の資産処分の制限に関する件(昭和二十二年農林省令第七十三号)第一條の規定により行政廳の許可を受けたものについては、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4 第一項の規定施行前に水産業團體のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

5 水産業團體が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行為をした水産業團體の代表者又は代理人、使用人その他従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

(水産業協同組合と水産業團體との関係)

第三條 水産業協同組合は、水産業團體の会員となることができる。

(水産業團體の財産分配の原則)

第四條 水産業團體の財産の分配は、各会員にその持分に応じて平等にこれをしなければならない。

(漁業会の財産の分割)

第五條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有する漁業會(以下本條から第八條までにおいて「漁業會」という。)の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業會が有するこれらの権利を失う前、行政廳の許可を受けて、当該漁業會に對し、その財産のうちこれらの権利以外のものの分割を請求することができる。

2 前項の規定による認可の申請

は、漁業協同組合と漁業會との協議により、当該漁業會の会員の持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において準用する前條第五項)とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」とある。

5 前項の規定による認可の申請は、漁業協同組合の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合に帰属すべき財産を定めてこれをしなければならない。

3 前項の協議が整わないとき又は協議をすることができないときは、漁業協同組合は行政廳に対し、裁定を申請することができる。

4 前項の裁定があつたときは、第二項の協議が整つたものとみなす。

5 第一項の場合には、漁業會の財産は、第二項の規定による協議の定めるところにより当該漁業協同組合に帰属する。

第六條 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業會の会員たるものは、その帰属の時に当該漁業會の出資を有しない会員となる。

2 前項の規定により出資を有しなくなつた会員は、当該漁業會の財産(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。)に対して有した持分を失う。

3 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、第一項に規定する組合員は、その帰属の時に当該漁業會において有した持分を分割して得た額に相当する額を分割する。

4 前項の規定による取得のあつた持分は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を漁業協同組合の出資に引き当てることがで

きる。

第七條 漁業會の会員たるもののが、漁業協同組合の組合員たるものとの持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において準用する前條第五項)とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」とある。

3 前項の規定による取得のあつた持分は、定款の定めるところによ

り、その全部又は一部を漁業協同組合の会員たる者、全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業會に對し、その財産の分割を請求することができる。

2 前項の場合は、第五條第二項から第五項まで、第六條第三項、第四項及び前條第一項の規定を準用する。この場合において、第五

條第二項中「持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。)」とあるのは「持分」と、第六條第三項中「前條第二項中「持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。)」とあるのは「持分」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第九條第二項において準用する前條第五項」と、前條第一項中「前條第三項」とあるのは「第九條第二項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により出資を有しなくなつた会員は、当該漁業會の財産(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。)に対して有した持分を失う。

2 前項の場合は、第六條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「財産」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」とある。

3 前項の場合は、第六條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「財産」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」とある。

2 前項の場合は、第六條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「財産」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」とある。

譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

3 前二項の規定により漁業会の譲渡する資産の額の当該漁業会の資産の総額に対する割合は、当該漁業会の会員の持分の総額のうち、当該漁業会の会員で当該漁業協同組合の組員たるもの持分の額の占める割合をこえてはならない。

4 第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

5 第二項から前項までに規定するもの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(都道府県水産業会等の資産の譲渡又は債務の引渡)

第十一條 漁業協同組合連合会は都道府県水産業会に対し、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は製造業会に対し、行政廳の認可を受けて、その資産の譲渡又は債務の引受けに關する協議が求めることができる。

2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

(水産業團体の解散準備組合)

第十二條 この法律施行の際現に存する水産業團体(中央水産業会を除く。以下本條及び第十三條において同じ。)は、この法律施行後二箇月以内に總会を招集しなければならない。

2 前項の總会の招集は会日の少くとも十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならない。

3 第一項の總会は、会員の五分の二以上が自ら出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 行政廳は、第一項の水産業團体の理事又は清算人に對し、前項に規定する会員の出席を得るため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

5 第一項の總会の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、水産業團体は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで總会を招集しなければならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

6 前項の規定は、第一條第三項から第五項までの規定の適用を妨げない。

第十三條 前條第二項の水産業團体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總会の会日の一週間前に用する場合を含む。の規定により漁業会の財産のうち漁業協同組合に帰属した財産の價額は、法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)により普通所得の計算上、當該漁業協同組合の益金及び当該漁業会の損金にこれを算入しない。

2 前項の理事又は清算人は、同項の總会において、水産業團体の組合に關する法律に關し詳細な報告をしなければならない。

3 第一項の總会においては、資產處理委員会の委員を選舉しなければならない。

4 前項の委員の選舉は、無記名投票によつてこれを行つ。

5 第三項の委員の定数は、五人が九人までとし、その少くとも四分の三は漁業会及び都道府縣水産業会にあつては水産業協同組合法に規定する水産加工業者でなければならぬ。

6 第一項の水産業團体の理事又は清算人は、水産業團体の財産の処分については、第二條第一項但書の場合を除き、資產處理委員会の意見を聽き、これに從わなければならぬ。但し、資產處理委員会の意見が總会の議決に反する場合はこの限りでない。

7 資產處理委員会は、水産業團体の財産につき必要な調査をすることができる。

(財産の承継の場合の普通所得の計算)

第十四條 第五條第五項(第七條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定により漁業会の財産のうち漁業協同組合の移轉に關しては、地方公共團體は、地方税を課すことができる。

2 前項の不動産又は船舶の價格は、水産業團体の賣渡直前の帳簿の價格による。

第十七條 第十五條に規定する財産の名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、

(名称の変更)

第十八條 水産業協同組合(昭和二十三年法律第二号)施行の際現に水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いているものは、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならない。

2 水産業協同組合法第百三十一條の規定は、前項の期間内は、これと同項のものに適用しない。

(財産承継の場合の有價証券移轉税)

第十九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十四条第十二号中「製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会」を「漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合」に改める。

第五條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

第六條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合連合会」に改める。

第七條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

第八條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合連合会」に加える。

第九條第五項中「漁業会、製造業会、道府縣水産業会、中央水產業会」の次に「漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、

水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のよう

うに改正する。

第十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次に第六十七条第二項第六号の次に次の一号を加え以下一号づつ繰り下げる。

七 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「道府縣出資水產業會」を「漁業協同組合連合会」

に改める。

第五個第一項中一、水產業會、道府縣水產業會、製造業會、

漁業会」を「漁業協同組合連合会、

漁業協同組合、水產加工業協同組合、
合連合会、水產加工業協同組合

に改める。

(金融緊急措置令の一部改正)

二十二年勅令第八十三号)の一部

第八條中「漁業会」を「漁業協同組合」を次のように改正する。

組合」に改める。

(事業者團体法の一部改正)

第二十五条 事業者團体法（昭和二十三年法律第二百九十一号）の一部

を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「レ 水

舊農業團體法（昭和十八年法律第四十七號）を「レ　旧水產業團體法

(昭和十八年法律第四十七号)に

改め
一、消費生活協同組合法
(昭和二十三年法肆第二百号)の

次に「ナ 水産業協同組合法(昭和

二十三年法律第
二号)」を加える。

〔開港法等改正の経過規定〕

存する水産業團体については、第

十八條から前條までの規定にかかる
わづ、二の法律施行後とも、す

お従前の例による。

(罰則の経過規定)

第二十七條 この法律施行前（第一

は、同項の規定により効力を有す

る水産業團体法の失効前)にした
行爲に対する罰則の適用について

第十一部 水滸傳 第三

は、この法律施行後（同項の水産業團体については、同項の規定により努力を有する水産業團体法の失効後）でも、なお從前の例によることとする。

附 則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から施行する。

漁業権等臨時措置法案

漁業権等臨時措置法

第一條 この法律は、漁業生産力を發展させ、漁業の民主化を図るために新たな法律が、現行の漁業法（明治四十三年法律第五十八号）に代つて制定施行されるまでの間、漁業権等に関する現状を不当に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第二條 農林大臣又は都道府縣知事は、漁業の免許の出願が、從前の漁業権の存続期間の満了に際し手続上の手落その他特別の事由によつてその存続期間が更新されなかつたために出願した場合であつて、實質上從前の大業権の存続期間の更新の申請であると認められる場合を除き、漁業の免許をしてはならない。

第三條 漁業権は、この法律施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しない。

第四條 漁業権は、都道府縣知事の認可（地元水面専用の漁業権については、主務大臣の認可）を受けて、(地元水面専用の漁業権については、主務大臣の認可)を受けて、場合を除き、譲渡又は抵当権(現に存する抵当権を除く。)の目的となることができない。

第五條 漁業権の貸付契約であつて、この法律施行の際現に存するもの、について、借受人が賃貸料を滞納する等信義に反する行爲がある場合、一時的に貸し付けた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなった場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約(合意解約を含む。)をし、又は更新を拒むことができる。

第六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二 前條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第七條 前條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 法人の代表者又は法人若し

くは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務の財産に關して第六條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人又は人に對し、第六條の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、漁業法が廢止され、これに代るべき漁業に關する法律が制定施行される時に、その効力を失う。但し、その時までにした行爲に対する罰則の適用につきは、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

請願者 原嘉武 市漁船保險組合内 林文
紹介議員 田中信義君
從來漁船保險は獨企企業の危険をおかしながら不時の欠損をカバーする陣立ができていたために、戰後漁船保険事業は赤字続出し、保険金の支拂はおくれ、保険料、物價の値上がり等のため漁業者は困わる実状にある。その上今次つくられた漁船保険は何等み足りないもので、前途は憂慮すべきものがあるから、未拂再保険金支拂、漁船保険組合に補助金の交付等の処置を講ぜられたいとの請願。

第一百二十四号 昭和二十三年十月十九日受理

九日受理 漁船保險に関する請願(二通)

請願者 山口縣山口市上宇野会 詳介議員 江熊哲翁君
山口縣廳水課課山口縣漁船保險組合内 岡本武男外二名
この請願の趣旨は、第一百三十二号と同じである。

第一百四十四号 昭和二十三年十月二十日受理

漁船保險に関する請願

請願者 三重縣志摩郡浜島町三
紹介議員 阿竹齋次郎君
内 松本友雄
この請願の趣旨は、第一百三十二号と同じである。

第一百四十七号 昭和二十三年十月二十二日受理

島根縣立浜田水產試驗場浦郷分場の國立水產試驗場分場編入に関する請願

請願者 島根縣議會議長 恒松 安夫

第三十四号 昭和二十三年十月二十一日受理

紹介議員 佐々木鹿藏君
島根縣の隱岐島近海は、日本海漁場の宝庫で、漁獲量も多量に上っているが、漁業指導機関として、僅かに本年度から浦郷町に縣立浜田水產試驗場分場が設置されることになつて、あるから、近海一帶の魚族調査と漁業開発の指導のために縣立浦郷分場を國立水產試驗場分場に編入せられたいとの請願。

第一百四十九号 昭和二十三年十月二十二日受理

大泊港修築に関する請願
請願者 鹿児島縣肝屬郡佐多町長 田中榮熊外十二名
紹介議員 水久保甚作君
鹿兒島佐多町の大泊港は漁港、避難港として重要な位置にあるが、港口が南東に開けているので強風の際には風波のため港湾の機能を失うことが多いから、本港の修築工事が促進せらたいとの請願。

第一百五十一号 昭和二十三年十月二十二日受理

伊座敷港を漁港並びに避難港に指定の請願

請願者 鹿児島縣肝屬郡佐多町長 田中榮熊外十名

紹介議員 水久保甚作君

伊座敷港周辺は、優秀な漁場が多いので、百数十隻の機帆船が本港を定着港として、漁撈に從事しているが、港湾施設不備のため産業開発、社会経済に甚大な影響を及ぼしているから、本港を漁港並びに避難港に指定せらたいとの請願。

第四十八号 昭和二十三年十一月四日受理

水產業協同組合法制定に関する陳情
宮城縣仙台市小田原宮町東裏町一ノ七宮城縣水產業會長理事須田次磨
農業協同組合法の制定施行によつて農村の民主化が進められたのにならい、新しい漁業権の確立と漁村の民主化を図るために、水產業協同組合法を速かに第三回國会で制定せられたいとの陳情。